

**亀田メディカルセンター  
奨学金・修学資金制度のてびき  
(亀田医療技術専門学校用)  
2023年4月以降入学生対象**

**※ご利用に当たっての注意事項**

奨学金・修学資金制度は条件を満たさない場合、返還が必要となる貸付金制度です。お申し込みの際は、このてびきをよくお読みの上、計画的なご利用をお願い致します。また、借り入れ当事者は学生本人ですが、学生が20歳未満の場合は保護者の意思が必要となります。

なお、貸付金のご利用は亀田メディカルセンターへの就職を保証するものではなく、就職試験の免除等はありません。亀田メディカルセンターへ就職しない、あるいは就職できない場合、契約に基づいて返還していただくことになります。

## 1. 貸付金の募集時期

入学予定者：別途、合格時に案内文書を送付します。

(採用人数に達したときは、募集終了の案内文書を送付します。)

在学生：定員に余剰がある場合に、年度初めに学校掲示板にて募集案内します。

## 2. 貸付金の対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

(1) 龜田医療技術専門学校に在学していること。

(2) 卒業後、直ちに亀田メディカルセンターが指定する医療機関（亀田総合病院・亀田クリニック・亀田リハビリテーション病院）で、常勤の看護師として勤務することを第一に希望する方を対象としています。

## 3. 貸付金の種類、金額等

貸付金の種類は奨学金と修学資金の2種類です。申し込みの際、希望する貸付金ごとにAコースまたはBコースのどちらかを選択してください。いずれの貸付金も選考があります。  
なお、それぞれの貸付金の金額、利息、貸付期間は次のとおりです。

### 【奨学金】(返還免除つき貸付金)

コース	金額		貸付期間	返還免除の勤務期間	利息
	月額	貸与限度額 (最大3年)			
Aコース	50,000 円	1,800,000 円	最大3年間	最大3年間	無利子 <u>※返還事由に該当したときは年利5%</u>
Bコース	60,000 円	2,160,000 円	最大3年間	最大4年間	

※AコースとBコースの併用はできません。また、途中でコースの変更はできません。

### 【修学資金】(返還免除なし貸付金)

コース	金額		貸付期間	利息	その他
	月額	貸付限度額 (3年)			
Aコース	30,000 円	1,080,000 円	最大3年間	年利3% <u>※約定返還したときは免除</u>	
Bコース	60,000 円	2,160,000 円	最大3年間		入職後返還が必要な貸付金です。

※AコースとBコースの併用はできません。途中で金額の減額はできますが、増額をする場合は、再度契約手続が必要となります。

#### 4. 貸付可能な組み合わせ

在籍する学科により、貸付可能な組み合わせは以下のとおりです。  
※ただし、奨学金不採用の場合、修学資金のみの貸付はできません。

学科	組み合わせ
看護学科	・奨学金のみ ・奨学金+修学資金 ・修学資金のみ
助産学科	・修学資金のみ

#### 5. 貸付方法

千葉興業銀行 鴨川支店 の 学生本人名義の口座に毎月 25日前後に振り込みます。

初回のみ、千葉興業銀行 鴨川支店以外の口座に振り込むことができます。

(参考)

取扱金融機関	手数料
千葉興業銀行 鴨川支店	なし
他行あて	495円

※振込手数料はご本人負担となります。

また、銀行の手数料は予告なく変更となる場合があります。

#### 6. 貸付申請

希望する貸付金の種類に応じて以下の書類を提出してください。

提出書類 \ 種類	奨学金のみ	修学資金のみ	奨学金+修学資金併用
奨学金貸与願	○		○
修学資金貸付願		○	○
申請理由書	○	○	○

#### 7. 申請期間

別途指定する日まで

#### 8. 連帯保証人

貸付金を受けるためには連帯保証人 2 名の選任が必要です。

連帯保証人のうち 1 名は父母もしくはこれに準ずる方、もう 1 名は別生計別世帯の方としてください。

連帯保証人は債務者本人と同様の債務を連帯して負担する義務があります。

(連帯保証人になれない人)

- ① 無職・無収入の方
- ② 年金のみの収入の方
- ③ 契約締結時点で 65 歳以上の方

#### 9. 選考および貸付の決定

貸付金は、成績等総合的に判断のうえ選考により決定します。選考結果は書面で通知します。※P8 ■奨学金・修学資金(新入生)の手続 参照

## 1 0. 契約書類の提出

貸付を決定したときは、契約書類を送付します。

貸付金の種類により、以下の書類を提出してください。

提出書類	種類	奨学金のみ	修学資金のみ	奨学金 修学資金併用
奨学金貸与契約書		○		○
修学資金貸付契約書			○	○
振込口座届		○	○	○
連帯保証人の印鑑登録証明書 <i>(発行から6か月以内のもの)</i>		○	○	○

## 1 1. 継続の手続

毎年1回「継続願い」を提出します。

契約期間が2年以上あるときは、継続希望の有無にかかわらず必ず提出が必要です。

また、継続貸付には選考があり、成績等により総合的に判断のうえ貸付の継続を決定します。※P9 ■継続の手続 参照

## 1 2. 修学資金の返還

修学資金は、

入職後、支払われる給与から天引きにより毎月一定額を返還していただきます。

在職中、貸付金を約定通り返還した場合、又は、繰り上げにより全額を一括返還した場合、利息は免除となります。

## 1 3. 奨学金・修学資金の一括返還

奨学金・修学資金ともに次の事由に該当するときは貸付金の一括返還が必要となります。

<返還事由>

(奨学金・修学資金)

- ・退学又は除籍により学籍を失ったとき
- ・亀田メディカルセンターの採用試験を受験せず、就職しないとき
- ・亀田メディカルセンターの採用試験において不採用となったとき
- ・看護師免許を取得しなかったとき
- ・卒業後、直ちに看護師として勤務しないとき

※亀田医療技術専門学校 助産学科進学の場合を除く。

- ・その他、貸付を不適当と認めたとき

(奨学金)

- ・貸付期間に応じた、返還免除勤務期間を満了せずに退職するとき

※Q & A (奨学金の返還) 参照

(修学資金)

- ・返還を終えずに退職するとき

※Q & A (修学資金の返還) 参照

## 1 4. 奨学金の返還免除

奨学金は、

亀田医療技術専門学校卒業後、看護師として亀田メディカルセンターが指定する医療機関（亀田総合病院・亀田クリニック・亀田リハビリテーション病院）に採用され、下記の返還免除勤務期間を経過したときは返還が全額免除されます。

【Aコース；月額 50,000 円】

貸与期間	返還免除勤務期間
1年以内	2年
1年超2年以内	2年
2年超3年以内	3年

【Bコース；月額 60,000 円】

貸与期間	返還免除勤務期間
1年以内	2年
1年超2年以内	3年
2年超3年以内	4年

※産休、育児休業および休職、もしくは長期欠勤期間は返還免除勤務期間となりません。

※勤務期間算定は1年単位とし、月単位の端数は切り捨てます。

※勤務期間が返還免除勤務期間に満たないときは、原則として全額返還が必要です。

ただし、返還免除勤務期間が3年以上の奨学金について、2年以上勤務したときは奨学金の一部を免除します。

## 1 5. その他

連帯保証人に関する補足事項を説明します。

次の事項をよく読んで、連帯保証人を選任してください。

連帯保証人は、貸付金を受けた者が元金とその利息を返還すべき場合には、本人と連帯してその支払いの責任を負わなければなりません。本人が返還できない場合は、本人に代わって連帯保証人にその返還をしていただくことになります。したがって、連帯保証人には返還能力のある方を選定して下さるようお願いします。

以下の留意事項に照合し、連帯保証人が適切でないと判断したときは、連帯保証人の変更をお願いする場合があります。変更できない方については、印鑑登録証明書以外の証明書類の提出をお願いする場合があります。これらの場合、貸付金の支払いが遅れることがありますのでご了承下さい。

### 連帯保証人の選定に関する留意事項

連帯保証人は独立して生計を営む者であり、1名は父母又はこれに準ずる者とする。

(修学資金貸付規程第7条第2項より)

- ・連帯保証人2名のうち1名は、特別な事情が無い限り父又は母として下さい。やむを得ず父母以外の方とする場合は、貸付金を受ける本人の3親等以内の成人親族として下さい。

- ・「独立して生計を営む者」とは、定職に就いて安定した収入を得ている方とご理解下さい。

**■問い合わせ先**

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。(原則として、土日・祝日を除く8時~17時まで)

〒296-8602

千葉県鴨川市東町929

亀田メディカルセンター 人事部人事課 (奨学金担当) あて

T E L 04-7099-1233

### 申請・届け出に必要な書類一覧

以下に該当する事由が生じたときは、速やかにご連絡ください。別途、必要書類を送付いたします。

手続を忘れたときは、貸付金の振込を停止することがあります。

#### ○在学中の主な手続き

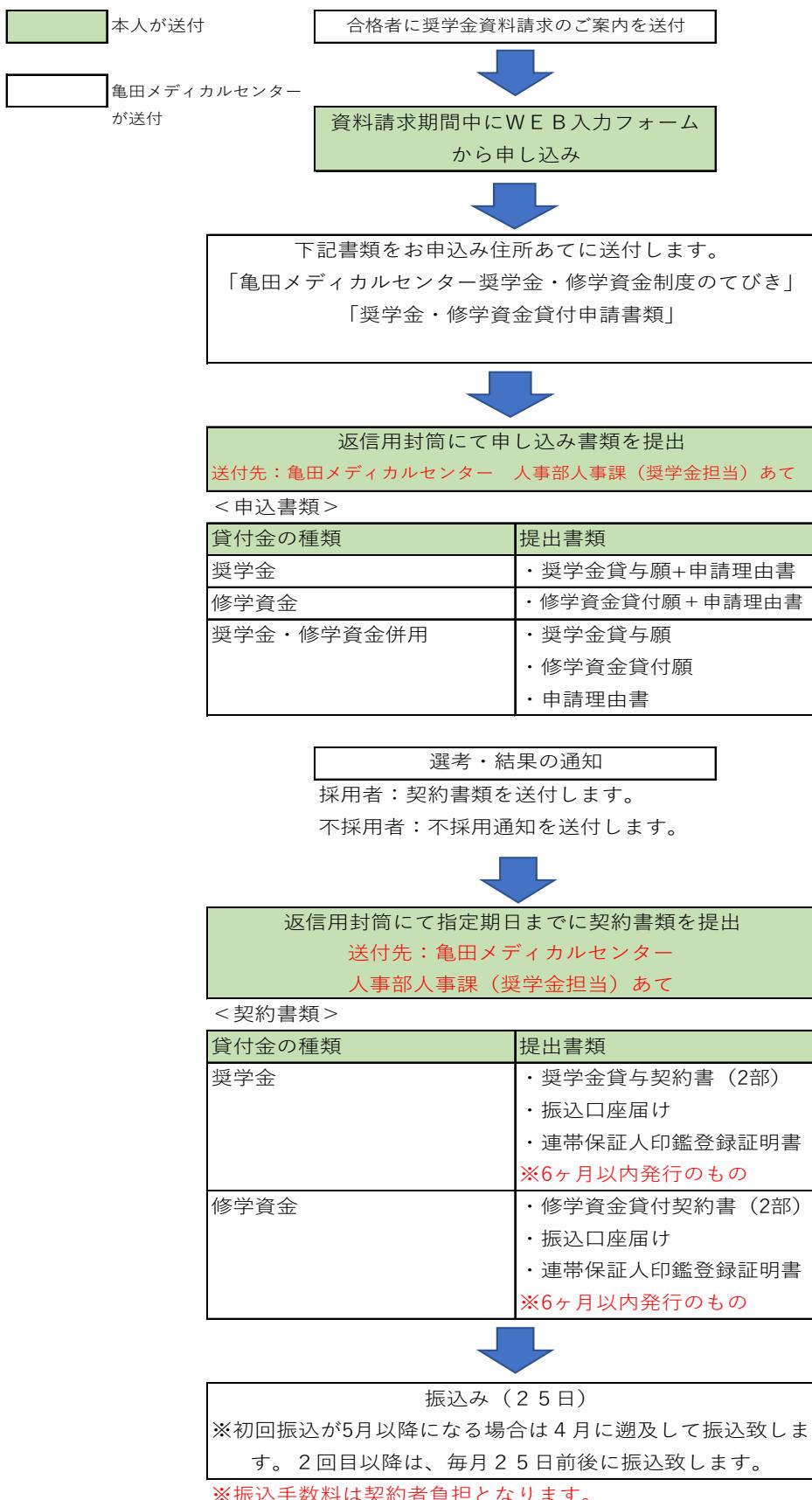
主な事由	必要な書類
毎年、新年度の貸付金継続希望の有無について報告するとき	・奨学金・修学資金継続願
修学資金の金額を変更（減額）したいとき	・（修学資金貸付）月額変更届 ※年度の途中で月額変更はできません。 ※奨学金の金額変更はできません。
貸付期間を短くしたいとき	・（奨学金・修学資金）中止届 ・（奨学金貸与・修学資金貸付）期間変更届 ※期間の延長はできません。
留年・休学したとき	・（奨学金・修学資金）中止届
退学したとき	・（奨学金・修学資金）中止届
振込口座を変更するとき	・振込口座変更届
連帯保証人の氏名、住所に変更があったとき	・（奨学金・修学資金）連帯保証人（変更・転居）届
連帯保証人を変更するとき	・（奨学金・修学資金）連帯保証人（変更・転居）届

#### ○入職後の手続き

主な事由	必要な書類
修学資金の月額返還金額を届けるとき	・修学資金返還届け

## ■奨学金・修学資金（新入生）の手続

### 奨学金・修学資金フロー(新入生新規申込み)



**■継続の手続****2年次以降の奨学金・修学資金継続の流れ**

**※継続希望の有無にかかわらず必ず提出が必要です。**

**「奨学金・修学資金継続願」の配布 **※12月中旬ごろ****

「奨学金・修学資金継続願」を学校を通じて配布します。



**「奨学金・修学資金継続願」の提出 **※1月中旬ごろ****

必要事項を記入の上、返信用封筒にて提出してください。

**※連帯保証人の自署による署名と実印の押印が必要です。**

下記変更の場合は別途書類の提出が必要です。

規定添付の様式をコピーの上ご利用ください。

変更内容	必要書類
連帯保証人の転居	印鑑登録証明
連帯保証人の改姓	連帯保証人変更・転居届 ※連帯保証人の変更は別途債務保証意思確認書類の提出が必要です。
連帯保証人の変更	

なお連帯保証人同士の住所が同一となり、同一世帯となったときは

連帯保証人の変更手続が必要となります。



**選考・振込再開**

※学年通期の成績、出欠等により総合的に判断し選考を行います。

※選考の結果不採用となった場合は別途通知致します。

※振込が5月以降になる場合は、4月に遡及して振込致します。

## ◇ 奨学金・修学資金Q & A

### 【申込み】

Q 1 : 申込みをすれば必ず奨学金や修学資金を受けられますか？

A : 奨学金および修学資金は、入学試験あるいは在学中の評価で選考し貸付しますので、必ず貸付をうけられるとは限りません。

Q 2 : 奨学金や修学資金の申込み時に収入等の制限がありますか？また他の団体の奨学金や修学資金を受けていますが、申込みできますか？

A : 収入等の制限は特に設けていません。また原則として他の団体の奨学金や修学資金との重複貸与や貸付の規制はしていません。奨学金修学資金は、条件を満たさない場合返還が必要な貸付金制度です。内容を十分検討した上で、計画的に利用されることをお勧めします。

Q 3 : 「奨学金」、「修学資金」の申し込みをしましたが、辞退したいのですが？

A : 「奨学金貸与契約書」や「修学資金貸付契約書」を提出していなければ、辞退の手続きは不要です。

Q 4 : 期の途中に奨学金や修学資金を受けることは可能でしょうか？

A : 奨学金、修学資金は原則として年度途中の申請を受け付けておりません。

### 【連帯保証人】

Q 1 : 連帯保証人2名は両親で構いませんか？

A : 両親2名を連帯保証人にはすることはできません。1名は父母のいずれか、もう1名は別世帯の方としてください。連帯保証人2名はそれぞれ独立して生計を営む方としています。

Q 2 : 連帯保証人を別に暮らす祖父（祖母）にお願いしようと思いますが？

A : 連帯保証人には年齢制限があります。原則として契約締結時に65歳以上の方を連帯保証人にはすることはご遠慮ください。奨学金の貸与期間、返還免除期間または修学資金の貸付期間、返還期間を通算するとかなりの期間になります。連帯保証人については、「奨学金・修学資金制度のびき」に記載がありますので参照してください。

Q 3 : 『連帯保証人は本人と連帯して返還の責任を負う』とはどういうことですか？

A : 奨学金や修学資金を受けた本人と同等の返還の責任があるということです。そのため返還すべき金額がある場合、本人の返還状況によっては連帯保証人から先に請求することもあります。

Q 4 : 連帯保証人の変更をしたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A : 新連帯保証人の印鑑登録証明書を添付の上、「(奨学金・修学資金)連帯保証人（変更・転居）届」を提出してください。後日、新連帯保証人宛に直接、債務保証意思確認書類を送付いたします。

**Q 5 : 外国在住者を連帯保証人にもいいですか？**

A : 連帯保証人は日本国内に住んでいる方から選定してください。

**【振込み】**

**Q 1 : 奨学金や修学資金はどのように支給されますか？**

A : 毎月 25 日（25 日が休日の場合は翌日、休前日場合は前日）に指定口座に振込みます。

**Q 2 : 振込先銀行の指定はありますか？**

A : 振込先銀行は千葉興業銀行 鴨川支店です。

亀田メディカルセンター敷地内には千葉興業銀行の ATM があり、ご利用いただくことができます。また、入学後、ご希望の方向けに、学校において千葉興業銀行鴨川支店の口座作成を行う機会を設ける予定です。例年、この手続により口座開設が完了するのは 4 月下旬ごろになる予定です。(新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽口座作成を中止とする可能性もありますので、ご了承ください。)

**Q 3 : 振込口座は、奨学金や修学資金を受ける本人名義以外の口座でもいいのでしょうか？**

A : **学生本人名義の口座**にしてください。

**Q 4 : 奨学金と修学資金との併用を希望していますが、振込口座は別々でもいいですか？**

A : 振込口座は別々でも構いません。

**Q 5 : 振込口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか？**

A : 「(奨学金・修学資金) 振込先変更届」を提出してください。

**Q 6 : 奨学金や修学資金の振込みについては、毎月通知があるのですか？**

A : 通知はありません。毎月の振込みが確実に行われているか、通帳に記帳して確認してください。もし、不明な点が生じたときは問い合わせてください。

**【奨学金の返還（返還免除）】**

**Q 1 : 返還免除勤務期間を勤務せずに退職した場合はどうなりますか？**

A : 原則として、貸与を受けた奨学金の全額に利息を加算した額を、「奨学金返還請求書」に基づいて一括返還していただきます。ただし、返還免除勤務期間が 3 年以上の奨学金について、2 年以上勤務したときは奨学金の一部を免除します。

**Q 2 : 『返還免除勤務期間の勤務期間算定は 1 年単位とし、月単位の端数は切り捨てる。』とはどういうことですか？**

A : 返還免除勤務期間の単位は年であり、月は算定されないということです。たとえば、返還免除勤務期間 3 年の奨学金を貸与されていた場合、指定病院（【その他】 Q 1 参照）に 3 年以上勤務すれば返還は免除されますが、3 年に満たず退職したときは返還免除とはならず、貸与された奨学金を一括返還していただくことになります。ただし、返還免除勤務期間が 3 年以上の奨学金について、2 年以上勤務したときは奨学金の一部を免除します。

**Q 3 : 奨学金貸与を受けた本人が万が一死亡した場合、返還はどうなるのでしょうか？**

A : 貸与された奨学金及び利息の返還は免除されます。

**【修学資金の返還】**

**Q 1 : 返還免除勤務期間はないのでしょうか？**

A : 奨学金と違い修学資金には返還免除はありません。したがって勤務期間によって返還金額に差が生じることはありません。

**Q 2 : 返還はどのようにして行われるのですか？**

A : 毎月支払われる給与から天引きにより返還していただきます。返還期間、返還月額は、返還が貸付を受けた期間の2倍の期間内で終了するようご自身で設定していただきます。指定病院への就職前に亀田メディカルセンター人事部人事課よりご案内します。

**Q 3 : 一度決めた返還期間、返還月額を変更することはできますか？**

A : 変更は可能です。ただし、Q 2で回答した、貸付を受けた期間の2倍の期間内で返還が終了することが条件です。変更希望の場合は、亀田メディカルセンター人事部人事課へ連絡してください。返還期間と返還月額については、無理なく返還ができるように設定してください。

**Q 4 : 貸付金に利息はつかないのですか？**

A : 貸付金を約定通り返還した場合、又は繰り上げにより全額を一括返還した場合、それまでの利息は全額免除されます。

**Q 5 : 就職前返還届けにより取り決めた返還期間を満了せずに退職した場合はどうなりますか？**

A : それまでに貸付を受けた修学資金の全額から返還した額を引いた残りの額と、それにかかる利息の合計額を、「修学資金返還請求書」に基づいて一括返還していただきます。

**【その他】**

**Q 1 : 指定病院とは何ですか？ また、それを選ぶことはできますか？**

A : 原則として亀田総合病院・亀田クリニック・亀田リハビリテーション病院となります。亀田メディカルセンターが指定しますので、自分で選ぶことはできません。

**Q 2 : 入学時に複数年の奨学金・修学資金を契約していますが、毎年「(奨学金・修学資金) 継続願」を出さなければならないのでしょうか？**

A : 毎年1回、継続希望の意思確認をさせていただきます。「(奨学金・修学資金) 継続願」には継続の願い出についての連帯保証人の承諾欄があり、連帯保証人にも毎年1回確認をしていただすることとしています。なお、継続を希望しない場合は、これに加えて「(奨学金・修学資金) 中止届」を提出してください。